

昭和六十二年四月三日受領  
答 弁 第 一 六 号

内閣衆質一〇八第一六号

昭和六十二年四月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員田中美智子君提出公共施設における障害者用施設の整備促進と改善に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中美智子君提出公共施設における障害者用施設の整備促進と改善に関する質問に対する答弁書

一について

各航空会社は、空港における車いすの配備等の施設の整備及び職員による付添い等の障害者等の援護を行っており、一層の充実に努めている。

二の1から3までについて

新東京国際空港においては、入国してきた障害者に航空会社から委託を受けている航空手荷物サービス株式会社ほか二社の職員が航空機の搭乗口から旅客ターミナルビル一階の到着ロビーに至るまで付き添っており、旅客ターミナルビル二階の入国審査場から一階の税関検査場に降りるための車いす用リフトもこれらの職員が付き添うことを前提として設置運用されている。

る。

今後とも障害者の安全及び接遇に関し、適切な考慮が払われるよう関係航空会社等を指導してまいりたい。

### 二の4について

御指摘の出国する際の通り道にある障害者用エレベーターの障害者シンボルマークについては、昭和六十二年三月十八日に改善済みである。

### 三について

厚生年金保険の福祉施設、郵便貯金会館並びに簡易保険及び郵便年金の加入者福祉施設における障害者用の宿泊室、風呂、トイレ等については、利用申込みがあつたときに、宿泊者に対し利用方法等について説明をしているところであるが、今後とも障害者が安心して利用できるようなお一層配慮してまいりたい。

また、障害者用施設を利用する障害者が不便を感じないようトイレ等には障害者シンボルマークをつけているところであるが、更に表示を徹底するなど、その利用に当たって支障をきたさないようなお一層配意してまいりたい。

右答弁する。